

# 桂坂学区民生児童委員協議会会則

## (名 称)

第1条 本会は桂坂学区民生児童委員協議会と称し、事務局を会長宅に置く。

## (目 的)

第2条 本会は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って、福祉に付いてのあらゆる相談に応じ、又、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に勤めることを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (ア) 協議会の指導と連絡調整に関すること。
- (イ) 民生児童委員の研修に関すること。
- (ウ) 必要な情報または資料の収集に関すること。
- (エ) 社会福祉事業の業務に関すること。
- (オ) 功労者の表彰・慶弔に関すること。
- (カ) その他、本会の目的達成に必要なこと。

## (活動範囲)

第4条 本会の活動範囲は、桂坂学区全域とする。(他地区より要請ある時は支援する。)

## (委員の選任)

第5条 本会は、桂坂学区自治連合会の助言により選ばれた民生児童委員推薦委員分会の推薦により、厚生労働大臣、及び京都市長の委嘱のもとに委員となす。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 2 役員は、民生児童委員・主任児童委員から選出する。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名 (外部者を選任する。)

## (委 員)

第7条 本会は、民生児童委員、及び主任児童委員にて構成する。

- 2 民生児童委員 9名
- 3 主任児童委員 2名

民生児童委員・主任児童委員合計11名で構成され、欠員が生じた場合は速やかに桂坂住民より民生児童委員推薦委員分会の推薦を受け選任するものとし、厚生労働大臣及び京都市長の委嘱を受け、任期は前任者の残任期間とする。民生児童委員、及び主任児童委員の任期は12月1日～翌11月30日迄とし期間は3年とする。

## (役員を選出)

第8条 会長は、委員の互選とする。選挙による場合は別に定める。

- 2 副会長、会計、会計監査は、会長が推薦し委員会の承認をえる。

## (役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会議を招集して会務をまとめる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序によりその責務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示により会計を司る。

4 会計監査は、会計を監査し委員会及び委員に報告する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、3年とする。但し、欠員ができた場合は委員より補充するものとする。

(会議)

第11条 委員会は本会の執行機関として全委員で構成し、会長が招集する。原則として毎月1回開催する。

2 総会は、第7条の委員で構成し、原則として年1回開催するものとし、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に付いての事項

(2) 事業計画及び予算に付いての事項

(3) その他、本会の業務に関する重要事項で委員会において必要と認められた事項

3 前の2項の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことが出来ない。

4 諸事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(会計年度及び経費)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 本会の経費は、京都市からの活動助成金、その他、寄付等の収入をもってあたる。

(慶弔規定)

第13条 慶弔に関する件

1 委員が死亡された時は、本会名にて、供花と弔慰金30,000円を供える。

2 委員の配偶者死亡の時は、本会名にて供花と香典10,000円を供える。

3 委員の親族及び、同居の配偶者の父母が死亡した時は、本会名にて供花料を支出する。

4 委員の病気・負傷等々により1ヶ月以上入院した時は、本会より見舞金5,000円を贈る。

5 その他、疑義等ある時は、役員会で協議の上決定する。

(老人福祉員)

第14条 本会は老人福祉員と連携・協力する。

2 老人福祉員は、民生児童委員会長の推薦により、京都市長の委嘱のもとに老人福祉員となす。

3 定員は4名とする。

4 老人福祉員の任期は4月1日～翌3月31日迄とし、期間は3年とする。

(効力)

第15条 本会則は、平成24年4月1日より施行する。

一部改訂補足し、平成25年4月4日より実行する。

一部改訂補足し、平成25年12月5日より実行する。

一部改訂補足し、平成28年4月5日より実行する。

一部改訂補足し、平成28年12月1日より実行する。

一部改訂補足し、平成31年4月5日より実行する。

一部改訂補足し、令和2年8月5日より実行する。